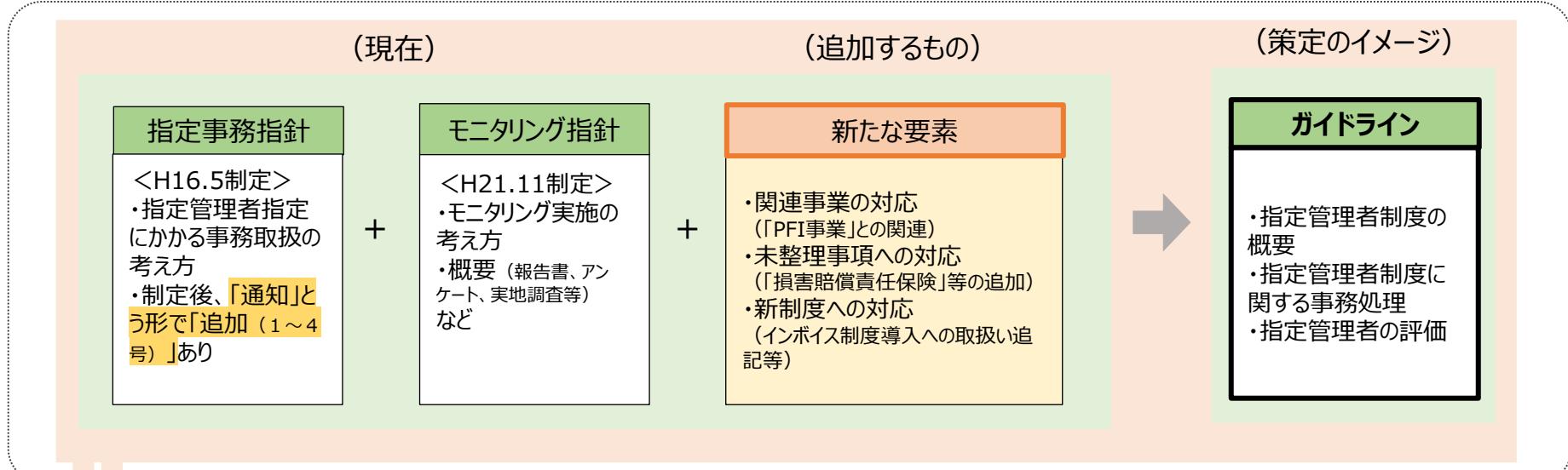


指定管理者制度ガイドラインの策定について【概要版】

1 趣旨

より適切で分かりやすい制度運用と全庁的な理解促進を図るため、指定管理者制度にかかる考え方等をまとめた「ガイドライン」を策定
(現在の「指定事務についての指針」等を改定) するもの



▶ 背景

行革推進プラン（業務マネジメント改革）

③官民共創の推進

民間委託、指定管理者制度など従来の手法の有効活用はもとより、今後、事業の実施にあたってはハード・ソフトのいずれにおいても、広くPPP/PFIの手法を採用できないかという視点を持って検討することを標準化します。

▶ 参考 行政監査からの意見について

(テーマ「指定管理者制度による公の施設の管理について」 R5.3末発)

- (1) 指定管理料の精算について、取扱基準を明確にされたい
- (2) 協定書等において、損害賠償責任保険の加入義務を規定されたい
- (3) 自主事業を定義し、指定管理業務と明確に区分されたい
- (4) 総括的な評価を行うため、オンライン受講を含めた研修等の実施を検討されたい。
また、指定管理者選定委員会による客観的な評価について、公表を検討されたい。

指定管理者制度ガイドラインの策定について【概要版】

2 策定（改定）の必要性

① 各部局が理解しやすく活用しやすい形へ

- ・H16年5月の策定以降、新たな課題等には「通知」追加（4号まで）で対応し、まとまっておらず見にくい
- ・より統一的で適切な運用が図れるよう、各部局が理解しやすい形に整理する必要

例) 指針追加4号
令和4年9月に発生した「宇久ターミナルビル指定管理者指定にかかる専決処分事案」への対応
(指定管理者の変更等に係る対応基準)

② 取り巻く状況の変化への対応

- ・PPP/PFIによる施設整備に伴う管理運営、令和5年10月導入のインボイス制度への対応等

③これまで未整理だった事項への対応

- ・より適切な制度運用のため、これまで明記していなかった事項（リスク分担の手段（損害賠償責任保険、履行保証等））などを整理し明記

3 主な改定のポイント（改定内容）

① 指定管理にかかる指針等を1本に整理

以下のものを1つにとりまとめ

- 「佐世保市指定管理者指定事務についての指針」
(H16.5制定)

・その後追加された通知「追加1～4号」

- 「佐世保市指定管理者制度導入施設に係るモニタリング指針」
(H21.11制定)

② 新たな要素を追加

以下の要素を追加

- 関連事業の対応（「PFI事業」との関連）
- これまで未整理だった事項の対応（「履行保証」「損害賠償責任保険」というリスク分担の手段追加）
- 指針追加1～4号の内容を追加（指定管理料の清算、指定期間中の指定管理者の変更、選定委員会の公表等）
- 新制度への対応（インボイス制度導入への取扱いを追記）

►策定にあたって ⇒ ①「職員が活用しやすいガイドライン」となるよう、ガイドラインの形を変更（横型）
② ブラッシュアップし続けるガイドライン（まず「第1版」として制定）

4 策定までのスケジュール

令和5年6月	選定委員会へ諮詢（ガイドライン策定について）、素案内容に関する府内関係部署への照会
令和5年7月	ガイドライン策定（令和6年4月指定分の公募から反映）
令和5年8月	行財政改革推進会議（附属機関）及び総務委員会協議会への報告

ガイドライン構成（目次と主な改正ポイント）

改正の考え方

- ・各部局が理解しやすい形へ → ①
- ・取り巻く状況変化への対応 → ②
- ・未整理事項の対応 → ③
- ・行政監査意見 → ④

章	内 容	改正ポイント	改正の考え方
序 章 PPP（官民連携）と指定管理者制度		►「PPP（官民連携）と指定管理との」関係を記載	③
第1章 指定管理者制度の概要			
1 指定管理者制度とは			
2 公の施設	(1)「公の施設」とは (2)「公の施設」の必要性の検討		
3 指定管理者の権限	(1)指定による権限の委任 (2)指定管理者に委託することができない事務 (3)使用許可等の法的位置付け (4)指定管理業務における公金の取扱い (5)委託料（指定管理料）と精算義務 (6)監査委員等による監査	►(5)…精算について考え方を明記（指針追加2号の整理、行政監査意見）	①④
4 利用料金制度	(1)利用料金制度とは (2)制度導入の適否		
第2章 指定管理者制度に関する事務処理			
5 指定管理者制度の運用			
6 指定に関する事務	(1)指定手続き事務フロー (2)条例の制定・改正 (3)方針の決定 (4)選定方法 (5)指定期間 (6)募集要項・仕様書（要求水準書）の作成 (7)募集要項に記載する基本的項目 (8)公募における周知 (9)募集期間 (10)募集要項に関する質問 (11)応募条件 (12)具体的な申込み手続き (13)自主事業について (14)備品の取り扱いについて	►(4)…指針追加1号の整理、施設類型の項目追加（PFI等） ►(5)…PFI事業の記載 ►(7)…インボイス登録団体の記載 ►(11)…欠格事項の整理 ►(13)…「自主事業」の定義等を追加	①②③④

ガイドライン構成（目次と主な改正ポイント）

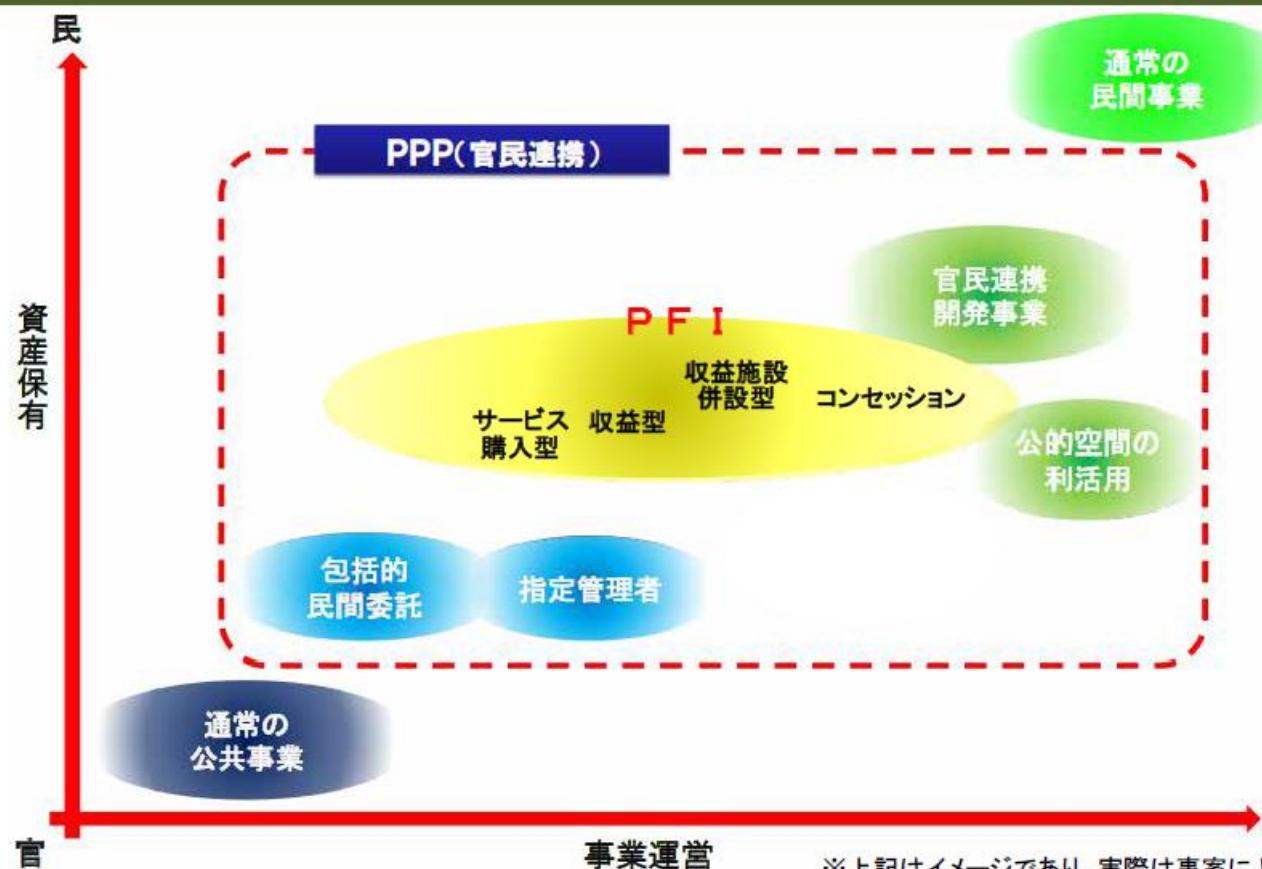
章	内 容	改正ポイント	改正根拠
7 指定管理者選定委員会	(1)選定委員会による審査 (2)非公募により指定管理者を選定しようとする施設 (3)審査方法	▶指針追加3号の内容記載	(1)
8 指定管理者の指定	(1)指定の議決等 (2)議決後の事務（指定の処分、公告等）(3)指定の議決が得られなかった場合の対応		
9 協定の締結	(1)協定の締結 (2)協定の内容 (3)リスク分担 (4)損害賠償責任保険 (5)履行保証保険 (6)災害時における対応	▶リスク分担▶災害時対応（避難所） ▶損害賠償責任保険等	(1)(3)(4)
10 指定管理者との協議	(1)協定書等の内容変更に関する協議 (2)（1）以外の協議	▶局長通知(R4.1.27)の内容記載	(3)
11 指定期間中の指定管理者の変更	(1)指定管理者の変更等に係る対応について (2)協定書への記載事項について	▶指針追加4号の内容記載	(1)(3)
12 専決区分等		▶令和5年3月通知の内容記載	(3)
13 インボイス制度への対応	令和5年10月導入のインボイス制度対応	▶インボイス制度への対応を追加	(2)
3章 指定管理者の評価			
14 モニタリングとは	(1)モニタリングとは？(2)モニタリング実施の基本的な考え方について(3)モニタリングの概要について (4)モニタリング結果の活用について (5)モニタリングの運用にあたって (6)指定管理者選定委員会へのモニタリング結果報告（外部評価）について (7)モニタリングに関するその他の事項 (8)モニタリングに関する協定書の記載例	▶指定管理者選定委員会による評価内容の公表を仕組みとして整理	(3)(4)
15 様式ひな形 その他参考事項			

主な内容1 「PPP（官民連携）との関係」

- ・ガイドラインの大前提として、「PPPと指定管理者制度」の関係を確認。
- ・PPPの1つの形態であり、指定管理者制度と類似した「PFI制度」にも触れながら、「指定管理者制度」への理解を深めていく流れとしている。

1 PPP (Public Private Partnership : 官民連携事業) とは

○ 行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。



この図は、「PPP（官民連携事業）とは何か」について、PPPに位置づけられる様々な事業を「資産保有」「事業運営」の<官><民>の度合いで位置づけた概念図です。

主な内容1 「PPP（官民連携）との関係」

▶ 制度間の比較 P6

類似する「PFI事業」との比較を整理

PFI事業		指定管理者制度
趣旨	公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する	公の施設に関わる管理主体範囲を民間事業者等まで広げることにより、住民サービスの向上、行政コストの縮減を図る
根拠法	PFI法	地方自治法
事業主体	・国、地方公共団体 ・特殊法人等の公共法人	・地方公共団体
管理主体	民間事業者	法人、その他の団体
事業実施根拠	委託(契約)	指定（行政処分）
選定	公募方式等（客観的な評価）	公募方式（選定委員会での選定） 非公募による選定も可

▶ 「公の施設」の必要性の検討 P10

必要性を検討する上で、まず「PPP／PFI手法」の導入検討を明記

新たに「公の施設」を整備する必要性が認められる場合には、「佐世保市の公共施設等におけるPPP／PFI制度の運用方針」に基づき、まずは、施設の建設、管理運営等に PPP／PFI 手法の導入を検討することが必要

▶ 公募によらない「公の施設」の類型基準の中で整理 P19

④ PFI方式等により整備運営する施設

PFIやDBOの手法によりその全部又は一部を整備する施設について、当該契約事業者に管理を行わせることを前提とした事業計画が策定され、事業決定している場合は、当該契約事業者を指定管理者として指定することができるものとします。

主な内容2 指針追加（1～4号）の整理

【1】指針追加1号（平成22年4月14日改正）

P18～20

▶指定管理者の選定に関する公の施設の類型基準

- ・公の施設の指定管理者制度導入の主な趣旨及び条件
- ・新規施設及び直営施設への指定管理者制度の導入並びに指定管理者の更新に際しては、候補者を原則公募
- ・<公募によらない公の施設の基準>についても明記

【3】指針追加3号（令和3年4月1日改正）

P31～

▶指定管理者選定委員会における選定方法等について

- ・候補者の選定にあたり、公平性・透明性を確保する観点から、採点方法や会議及び資料の公開のあり方について、取扱いを統一
- 採点方法について
- 採点方法の認識の統一について
- 会議及び資料の公開のあり方について
- 指定管理者選定委員会の選定フロー

【2】指針追加2号（平成29年4月1日改正）

P13,29

▶指定管理者制度における備品及び指定管理料の精算等に関する取扱基準

●備品の取扱いについて

- ・1品の取得価格は評価額が5万円以上
- ・必要不可欠と判断される備品は市が購入・所有し、指定管理者へ貸与が基本 など

●指定管理料の精算等について

- 精算を行う場合にあっては、施設ごとの特性や精算すべき内容について、次を勘案しながら適切に
- ・費目と積算方法等について指定管理者と協議を行い、内容について協定書、仕様書等に明記
 - ・モニタリング指針に基づいた事業報告の確認等により積算内容を精査

【4】指針追加4号（令和4年11月7日改正）

P49～55

▶指定期間中の指定管理者の変更

- ・施設管理及び市民サービスへの影響を軽減する観点から、指定期間中において、指定管理者が会社法に基づく組織再編行為（合併、分割、組織変更並びに株式交換及び株式移転）等により変更が生じる場合の手続き等について、基本的な考え方を整理
- 法人格に変更がない場合
- 法人格に変更がある場合
- 共同事業体（コンソーシアム）の構成団体の変更
- 債権債務の譲渡等の禁止
- 「指定の取消」又は「業務継続が困難」となった場合

主な内容3 自主事業の定義、リスク分担の手段

▶ 自主事業について P28

当該施設内において、市が指定する要件を満たした上で、指定管理者としてではなく一団体として行う「自主事業」を提案することができることについて、明記
<行政監査意見の反映>

定義	施設の設置目的内であり、指定管理者の責任において、自主的に企画・実施する事業のこと
----	---

①運営にかかる経費

原則、運営にかかる経費は指定管理者が負担し、収入は指定管理者のものとする

市	自主事業を実施するにあたっては、別途実施条件を定めることができるものとします
指定管理者	経費について、管理運営業務の部分との区分けを明確にし、個々の自主事業ごとに収支計画及び収支実績等がわかるようにします

※自主事業を実施する場合の手続き等についても明記

▶ リスク分担の手段（損害賠償責任保険） P42

損害賠償責任保険

指定管理者は、市から求償権（※）を行使された時、その損害賠償責任に対応するために、損害保険会社で提供されている指定管理者向けの「損害賠償責任保険」に加入することを原則と明記

※指定管理者が指定を行っている施設であっても、被害者（利用者）は、国家賠償法に基づき市に対し損害賠償の請求が可能。市が負うことになった損害賠償について、指定管理者に直接の原因がある場合は、国家賠償法第1条（公務員による不法行為による損害の賠償）又は同法第2条（公の营造物の瑕疵による損害の賠償）の規定により、市は当該指定管理者に対し求償することとなる

主な内容4 災害時の対応 ほか

▶ 災害時における対応 P43

①基本的な考え方	災害が発生した場合に備え、対象施設の地域防災計画上の位置づけや、災害時の施設の役割等に応じ、災害時に指定管理者が担う役割を協定書等により明確にすることで、適切な指示・対応ができるようにする
②平常時の備え	指定管理者の役割として次を明記 ①災害時のマニュアルを整理し、研修等により職員に周知するとともに必要な訓練を行う ②災害対応業務で取り扱う個人情報については、当該業務に必要な範囲で利用等すること
③避難所等の開設及び運営	避難所等の開設及び運営に当たっては、「佐世保市避難所開設・運営マニュアル等」であらかじめ定めて役割分担により実施する
④費用負担	原則、市の負担とし、市と指定管理者との協議により決定。（新型コロナウイルス感染症のような緊急事態の場合は別途整理）
⑤休館等の判断	①「避難情報（避難指示等）」の区分に基づく判断基準を、各所管課と指定管理者との間で協議し整理する ②市の指示で休館等した場合の費用の取扱いについても、①と同様の整理が必要

▶ 指定管理者との協議 P45～

「協定内容に疑義が生じた場合や定めのない事項等」について、指定管理者と市とが協議を行う際の統一的な制度運用について明記

大きく次の2パターンにかかる「意思決定までの流れ」「協議の過程等を記録する様式」等を明記

ア) 協定書及び仕様書等の内容変更（指定管理料の金額変更を含む）
①協議の申し入れ→②協議→③記録の作成→④協定の変更

イ) 協議事項と定めていること、定めがない事項、運用に疑義が生じた場合
①協議の申し入れ→②協議→③記録の作成→④合意事項の確認

▶ インボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）への対応 P57

令和5年10月のインボイス制度（消費税の適格請求書保存方式）の開始に伴う対応について明記

使用料等（利用料金、自主事業参加費等を含む）を利用者から徴収する施設においては、相手方からインボイスの交付を求められた場合は、指定管理者または市がインボイスを交付することが基本となる



募集要項の資格要件や仕様書等に「インボイス制度の対応が必要である」旨の記載が必要（※）

※施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合または施設の特性上、利用者がインボイスを必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はインボイスの交付は不要

主な内容5 モニタリング結果報告（外部評価）

▶ 外部評価の在り方について P66

(現在 令和元年度～)

- ・客観的かつ適正な評価結果へ繋げるよう、令和元年度から「指定管理者選定委員会（市の附属機関）」を活用した外部評価を実施
(方法)
- ・これまで「外部評価を受ける機会がない」非公募施設のみ、5年以内に1度、指定管理者選定委員会へのモニタリング状況の報告、委員会からのヒアリングを実施



(令和6年4月以降～)

- ・公募施設も含めた外部評価の在り方へと移行
- ・今後の適切な施設運営に反映させるという観点から、「中間評価」としての位置づけとし、原則として、指定期間（5年の場合、3～4年目）に、それ以前の年度の管理状況等の実績について評価を実施

<外部評価の概要>

評価対象	指定管理者制度導入の全施設
評価実施時期	指定期間の3～4年目（※）に、 <u>それ以前の年度の管理運営実績について評価を実施</u> ※指定期間が5年以外の施設は別途整理
評価方法	毎年度、市で実施するモニタリング及び評価結果を踏まえ、「指定管理者選定委員会」において評価を行う 【毎年度、モニタリングの評価結果が確定した後】
評価結果	評価結果について、行財政改革推進本部会議へ報告し、評価を確定後、市HP等で公表
備考	<u>この外部評価は、中間評価として実施するため、毎年度行うモニタリングの評価結果（決算時期までに公表）とは実施時期が異なる</u>